

| 管理コード  | 提案事項<br>(事案名)                     | 該当法令等   | 制度の現状                            | 求める措置の具体的内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由   | 措置の<br>分類 | 措置の<br>内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答   | 再検討要請 | 提案主体からの意見   | 「措置の<br>分類」の<br>見直し | 「措置の<br>内容」の<br>見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答   | 再々検討要請   | 提案主体からの再意見   | プロジェクト名                    | 提案<br>事項<br>認定<br>番号 | 提案主体名 | 都道府県         | 制度の所管<br>関係府省庁 |
|--------|-----------------------------------|---|----------------------------------|---|---|-----------|-----------|---|-------|---|---------------------|---------------------|--|--|--|----------------------------|----------------------|-------|--------------|----------------|
| 050010 | アジア諸国からの介護職員初任者研修生の受入れのための在留資格の新設 | 出入国管理及び難民認定法第2条の二第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第8条第1項第2号 | 現行法上、介護職員初任者研修生に付与される在留資格は存在しない。 | アジア諸国からの訪問介護員（ヘルパー）訓練2級研修生⇒以後初任者研修生という受け入れのための規制緩和。<br>出入国管理及び難民認定法の規制によって、初任者研修生として入国することや、研修終了後実習生として働くことができない。<br>これを可能にするため、初任者研修生に対する在留資格の新設を要望する。また在留期間を介護施設での実習2年を定めて3年間としての規制緩和を要望する。 | 【提案理由】2025年には介護職員は現在の1.5倍(250万人)が必要と見込まれ、今後13年間に100万人の介護職員の育成が必要とされている。介護労働者を供給する大学、専門学校、高校の福祉分野においては志願者がなく学部閉鎖が相次いでいる。<br>一方アジア諸国からは介護先進国日本への期待が高い。日本のヘルパー訓練は学問的にもカリキュラムの内容や体系的にもアジア諸国の介護研究者から高い評価を受けている。<br>アジア諸国では日本のヘルパー訓練で介護の基礎知識を学ばせたいとの要望が強い。日本が抱える深刻な介護労働力不足の克服とアジア諸国からの介護教育への高い評価などを考え、本特区提案が実現すればアジアとの連携強化を構想している福岡県及び福岡市として取り組むことである。<br>福岡市として積極的に有意義なことがある。<br>【具体的事業の実施内容】アジア諸国からの訪問介護員研修生を受け入れて、以下の要領で施設での実習2年を定めて3年間としての規制緩和を要望する。<br>①年次別研修計画により、日常会話などの日本語能力を判断し(日本語検定3〜4級を自認)、研修生は来日後1年間は「日本語」と「介護のための日本語」を受講した後「初任者研修課程」を受講する。<br>②資格取得後日本の介護施設で年間実習生(労基法に基づく介護労働者)として働く。<br>③年次別研修計画は原則前年度〜前年度。<br>④年間の受け入れ人数を100名以内とする。 | C         | I         | ご提案のような、アジア諸国の外国人が介護職員初任者研修生として3年間の技能実習を行うためには、技能実習2号への移行対象職種である必要があるところ、同職種は厚生労働省の告示において規定されるものであり、出入国管理行政を担当する法務省としては、告示された職種に基づき、適切に対応することとなる。<br>右の提案主体からの意見は、評価が確立していないとあるが、介護員を受け入れていない現状で、研修生を確保し、高技能職として対応する必要があると考えるが、評価を確立していない、専門的・技術的分野の業務として、ご提案の内容については、まずは要件の在留資格「技能実習」による対応が可能か否かを検討することが適当であり、あて在留資格を新設する必要はないものと考えます。 |       | ①技能実習制度(中略)介護は技能職種には含まれないとあるが、そのように考えた上で在留資格の新設を提案しているものであり関係はない。在留資格の新設について見解を伺いたい。<br>②介護分野の業務は、評価が確立していないとあるが、介護員を受け入れていない現状で、研修生を確保し、高技能職として対応する必要があると考えるが、評価を確立していない、専門的・技術的分野の業務として、ご提案の内容については、まずは要件の在留資格「技能実習」による対応が可能か否かを検討することが適当であり、あて在留資格を新設する必要はないものと考えます。 | C                   | I                   | 在留資格を新たに設けるにあたっては、我が国の産業、観光市場にも与える影響等を勘案して、関係府省庁での検討が国際的議論経路上で行う必要がある。 | 右の提案主体からの意見は、評価が確立していないとあるが、介護員を受け入れていない現状で、研修生を確保し、高技能職として対応する必要があると考えるが、評価を確立していない、専門的・技術的分野の業務として、ご提案の内容については、まずは要件の在留資格「技能実習」による対応が可能か否かを検討することが適当であり、あて在留資格を新設する必要はないものと考えます。 | 右の提案主体からの意見は、評価が確立していないとあるが、介護員を受け入れていない現状で、研修生を確保し、高技能職として対応する必要があると考えるが、評価を確立していない、専門的・技術的分野の業務として、ご提案の内容については、まずは要件の在留資格「技能実習」による対応が可能か否かを検討することが適当であり、あて在留資格を新設する必要はないものと考えます。 | 1<br>0<br>2<br>0<br>1<br>0 | 株式会社インターアジア          | 福岡県   | 法務省<br>厚生労働省 |                |